

練馬区内の都市農業の振興と都市農地の保全に関する基本協定書

練馬区は、大都市東京 23 区の一つとして都心近くに立地し、市民生活と融合した農業が営まれている。都市農業は、都市生活に新たな豊かさをもたらすものであり、練馬区の誇りである。この農業と農地を次世代に引き継ぐことは、練馬区（以下「甲」という。）と東京あおば農業協同組合（以下「乙」という。）の責務である。

平成 29 年 6 月に改正された生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）、平成 30 年 9 月に施行された都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成 30 年法律第 68 号）などにより、都市農地保全を巡る情勢は大きな転換点を迎えている。

甲および乙は、令和元年に世界都市農業サミットを協力して開催し、農のある都市で暮らすことに誇りを持ち、持続可能で豊かな生活を送るために、都市農業の意義と可能性を世界都市農業サミット宣言として取りまとめ、世界に発信するなど大きな成果を挙げることができた。

そこで、協力関係を一層強化し、更なる区内の都市農業の振興と都市農地の保全に取り組むため、甲および乙はつぎのとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、練馬区内の都市農業の振興を推進することおよび都市農地を将来にわたり保全することを目指し、甲および乙が連携することを目的とする。

（連携事項）

第 2 条 甲および乙は、前条の目的を実現するため、つぎに掲げる事項について連携して取り組むものとする。

- (1) 世界都市農業サミット等を踏まえた農業振興施策の検討・推進に関する事項
- (2) 都市農地の保全に係る施策の検討・推進に関する事項
- (3) 担い手・支え手の育成と確保に関する事項
- (4) 多様な交流機会をきっかけとした区民の農に対する魅力の向上に関する事項
- (5) 安全安心な農産物の提供・地産地消の推進に関する事項
- (6) 都市農業の多様な機能の発揮に関する事項
- (7) その他前条の目的を実現させるために必要な事項

2 第1項に掲げる事項について前条の目的を実現するために必要な場合、甲および乙は個別の協定を締結することができる。

(推進体制)

第3条 甲および乙は、第1条の目的および前条の連携事項を推進していくための体制を整備していくものとする。

(費用負担)

第4条 甲および乙は、第2条に定める連携事項において発生する費用の負担は、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

(情報の取扱い)

第5条 甲および乙は、相互に提供を受けた都市農地に関する情報について、本協定以外の目的に使用し、または第三者に対して提供しないものとする。

2 甲、乙ともに、相互に相手が定める情報セキュリティの確保、個人情報保護に関する規定を遵守しなければならない。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、令和2年7月8日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の3か月前までに甲または乙いずれからも申出のないときは、本協定は同一内容をもって1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議事項)

第7条 本協定に定めのない事項または疑義を生じた事項については、甲乙協議の上互いに誠意をもって解決に当たるものとする。

本協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年7月8日

甲 東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号

練馬区

練馬区長 前川 耀男

乙 東京都練馬区高松五丁目23番27号

東京あおば農業協同組合

代表理事組合長 洒井 利博